

【川俣支部】

市民座談会懇談内容（概要）

令和7年10月26日（日）10:00～11:00

懇談テーマ

「ごみの分け方、出し方を知っていますか」

（市長講話に続き、担当職員より上記懇談テーマについて説明しました。）

（質問）

新ごみ処理施設の稼働は令和10年4月1日からという理解でよいか？

（回答）

その通り。

（質問）

行田市では草や落ち葉などを紙袋に入れて出していると聞くが、新ごみ処理施設稼働後はどうなるのか？

（回答）

両市において「透明、半透明」の袋を使用する予定でいる。

（質問）

新ごみ処理施設稼働後のごみの出し方は今までと変わらない理解でよいか？
また、新ごみ処理施設へ直接持ち込みが可能になるのか？

（回答）

ビニール系のごみが「燃やせる」ものになるという点が変わる。現時点で他に変更となる点はないが、今後、周知をしていく。施設への持ち込みについては、決定している訳ではないが、持ち込み可能の予定である。

（質問）

ごみ分別ガイドブックは全家庭に配布されているのか？また、ごみの捨て方の周知について多国籍語対応はされているのか？

（回答）

転入者などに配布をしており、市ホームページでも閲覧出来る。ポスターは全家庭に配布しており、約10か国語の言語にも対応している。ガイドブックの多国籍語については、今後検討していきたい。

(質問)

剪定枝の寸法サイズ(60センチ×10センチ)のルールは、新ごみ処理施設稼働後は緩和されるのか？

(回答)

新ごみ処理施設稼働後に持ち込む場合は、多少寸法サイズが緩和される見込み。今後、周知をしていく。

(質問)

野焼きは一般的に禁止となっているが、ごみの持ち込みを少なくするため、自分たちでもごみを燃やせるように要件が変更になるなど、今後あるのか？

(回答)

例外として農家でやむを得ない焼却については燃やすことが認められている場合もあるが、基本的に野焼きは法律で禁止されている。ごみを減らすためには、生ごみ処理容器や生ごみ処理機を使用するなど別の方法もあるため、市から随時案内していきたいと考えている。